

## 1章 計画の目的と位置づけ

### 1-1 背景と目的

我が国は、急速な人口減少や高齢化、拡散した低密度市街地の発生を背景として、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、また、財政面および経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっています。

このような背景の中、「都市機能を集約したコンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本とした都市再生特別措置法の一部改正が平成26年8月1日に施行され、従来の都市構造からコンパクトな都市構造への転換を目指した取組みが全国的に動き出しています。

本市においても、令和2年に「第4次別府市総合計画～地域を磨き、別府の誇りを創生する～」及び「まち・ひと・しごと創生第2期別府市総合戦略～まちをまもり、まちをつくる。べっぴん未来共創戦略～」を策定し、人口減少に歯止めをかけるための人口目標や基本方針を示し、分野別の取組みの方向性等を示しています。

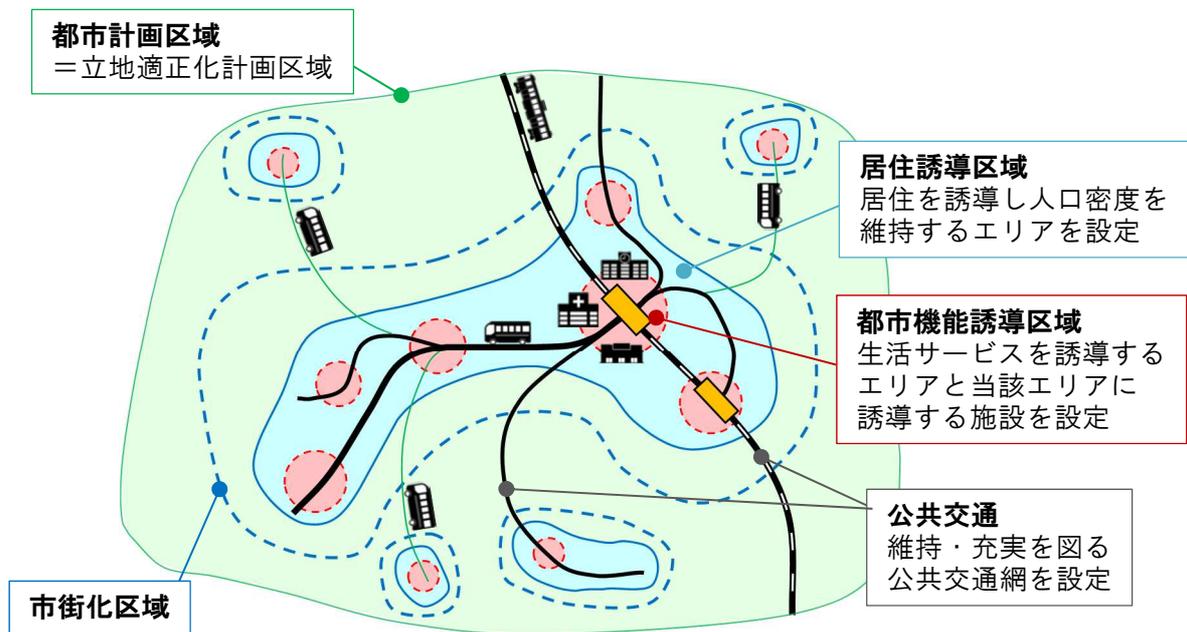
令和元年には「ラグビーワールドカップ2019」のキャンプ地として多くの海外からの観光客を招き、「国際観光温泉文化都市」としての知名度がさらに上がってきています。

将来にわたって、別府市の豊かな自然や温泉資源等に囲まれた豊かな暮らしを実現するため、また、都市機能を集約した生活利便性の高いまちづくりを実現するため、本市では「別府市立地適正化計画」を策定します。

### 1-2 別府市立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、平成26年8月に改正された都市再生特別措置法に基づく都市計画制度のひとつで、都市全体の観点から居住や福祉、医療、商業等の都市機能の立地や公共交通の充実等に関して定める包括的なマスタープランです。

人口減少や高齢化が進むなか、都市計画区域内に「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」を定め、この区域内に都市機能や居住を誘導することで、公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するものです。



出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

▲ 立地適正化計画のイメージ

なお、別府市立地適正化計画は、「別府市都市計画マスタープラン」の一部とみなされ、上位計画である「別府市総合計画」に即するとともに、公共交通など関連する計画と相互に連携を図りながら別府市が定めるものです。



▲ 計画の位置づけ

### 1-3 対象区域と目標年次

都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、本計画の対象区域と目標年次を次のように定めます。

#### ○対象区域

計画の対象区域は別府市都市計画区域全域とします。



▲ 対象区域

#### ○計画期間

計画の目標年次については、都市計画運用指針（国土交通省第11版）において概ね20年後の都市の姿を展望し、あわせてその先の将来も考慮することが必要とされています。

大分県が定める別府国際観光温泉文化都市建設計画区域マスタープランとの整合を図り、目標年次を2040年（令和22年）とします。